

東京音楽大学自己点検・評価委員会規程

平成5年4月1日制定

(目的)

第1条 東京音楽大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）は、東京音楽大学学則第2条の3及び東京音楽大学大学院学則第2条の2に基づき、東京音楽大学及び東京音楽大学大学院（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の定める目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等に関する自己点検・評価を行い、その結果を公表することを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の方針、評価項目及び評価指標等の設定
- (2) 自己点検・評価の実施
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表
- (4) 大学機関別認証評価及びその他の第三者評価に関する事項
- (5) 自己点検・評価及び大学機関別認証評価等に基づく改善の提案
- (6) 本学の使命・目的及び中期目標・計画の有効性に関すること。
- (7) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する専任教員 20名以内
- (2) 事務局長
- (3) 理事長が指名する専任職員 若干名

(委員の選出)

第4条 前条の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。ただし、再任は妨げない。

(欠員等の補充)

第6条 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて学長の指名により補充する。また委員会の活動に必要と認めた場合は、学長の指名により委員の補充、交代等を行うことができる。

2 前項により指名された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第7条 委員長は学長が指名する。

2 必要に応じて副委員長若干名を学長の指名により置くことができる。

(委員会の招集)

第8条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

(会議の成立)

第9条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

(報告)

第10条 委員長は、審議の結果を教授会、大学院音楽研究科委員会及び理事会に報告するものとする。

(委員会事務)

第11条 委員会の事務は、教務課が行う。

2 委員会には、必要に応じて事務職員を置くことができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年11月2日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年12月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。